

特別区人事・厚生事務組合職員措置請求監査結果
(平成30年度第8号)

特別区人事・厚生事務組合 監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

X

2 請求書の提出

平成 31 年 1 月 23 日 (水)

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

請求人は、特別区人事・厚生事務組合（以下「事務組合」という。）管理者（以下「管理者」という。）に対し、事務組合に対する管理者の善管注意義務違反による下記の損害賠償請求事件を提起した。

事務組合職員（D、E、F、G、H）は、上記訴状一式（5 件）を窃取して管理者に渡すことなく、A 弁護士（以下「A」という。）に訴状一式を渡した。管理者が訴状一式を受け取り、A と委任契約を交わして報酬等を支払い、その上で訴訟委任状を作成したか否かは、本人に確認すれば分かるはずである。

事務組合職員 5 名は、訴状一式を A に渡し、管理者の住所を偽り、ゴム印の署名、第三者が三文判を押印するよう依頼したか、又は A が訴訟委任状を偽造することに同意したものである。

同職員 5 名が訴状を窃取することは窃盗であり、管理者の訴訟委任状の偽造・ねつ造に関与したことは、刑法第 159 条私文書偽造・行使にあたる。また、地方公務員法第 33 条信用失墜行為の禁止に反する行為である。

以上のとおり、同職員 5 名は、地方公務員法等に反する行為をしているにも関わらず、管理者及び総務部長又は人事部長は、訴状の窃盗、訴訟委任状の偽造に関与した同職員 5 名に対し如何なる懲戒処分をすることなく、同職員 5 名に給与等を支給していることは、違法又は不当である。

請求人は、①事務組合と同職員 5 名との雇用契約の解除、無効の確認、取消し等の措置、②同職員 5 名から不法行為をした日（平成 29 年 12 月 8 日）から支払った給与等の合計額の返還のための必要な措置を求める。

(2) 事実証明書等添付資料

訴訟委任状（5 件）

- ・ [redacted] に係る平成 29 年 12 月 8 日付訴訟委任状
- ・ [redacted] に係る平成 29 年 12 月 8 日付訴訟委任状
- ・ [redacted] に係る平成 29 年 12 月 8 日付訴訟委任状
- ・ [redacted] に係る平成 29 年 12 月 8 日付訴訟委任状
- ・ [redacted] に係る平成 29 年 12 月 12 日付訴訟委任状

※添付資料は省略

第2 請求の要件審査

本件請求の内容には、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の財務会計上の行為又は怠る事実当たらない部分、及び同条第2項に定める監査請求期間を超過している部分が含まれている。

その他の部分については、形式上法定要件を具備しているものと認め、請求を受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項

- (1) 対象職員への給与等の支給は、違法又は不当な公金の支出にあたるか。
- (2) 上記(1)によって、事務組合は損害を被っているか。損害を被っている場合は、それを補填するための措置を講じることが必要であるか。

2 監査対象部署

総務部及び法務部から事情説明の聴取を行い、総務部に関係書類の提出を求めた。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して陳述及び証拠の提出の機会を与えたが、請求人から、陳述及び証拠の提出については希望しない旨書面にて回答があった。

4 事実関係の確認

法第242条第2項に定める期間内における対象職員への給与等の支給について、下記のとおり確認した。

〈給与等が支給された期間〉

D：平成30年2月～平成31年1月

E：平成30年2月～平成31年1月

F：給与支給なし

G：平成30年2月～平成30年4月

H：平成30年2月～平成31年1月

第4 監査執行の辞退

本件請求の監査において、高野之夫監査委員は、請求原因に関連があり、公正な監査を期すために監査の執行を辞退する旨申出があり、本件監査に関与していない。

第5 監査の結果

1 判断

本件請求については、一部を却下、その他の部分を理由がないものと認め、これを棄却する。

2 判断理由

- (1) 本件請求の趣旨は、(ア) 対象職員の地方公務員法等に違反する行為に対し、懲戒処分を行い、雇用契約の解除、無効の確認、取消し等の措置を求め、(イ) 対象職員への給与等の支給は違法・不当で、不法行為をした日（平成 29 年 12 月 8 日）以降の給与等の返還措置を求めるものと解される。

なお、雇用契約とあるのは、地方公務員の場合は任用なので、読み替えて検討する。

- (2) (ア)について

請求は、対象職員の任用を止めることを求めていると解されるが、地方公務員をその意に反して任用を止め得るのは法律に定める場合に限られ、本件請求のケースでは、懲戒免職処分がこれに該当する。

懲戒処分は任命権者が行使するとされており、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分のうちいずれの処分を選ぶべきかは、その処分が全く事実上の根拠に基づかないと認められる場合、又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる場合のほかは、任命権者の裁量に任されるものである。

そもそも法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求は、公金の支出、財産の取得・管理・処分等財務会計上の行為又は怠る事実が違法・不当であると認めるとき、住民が監査を求め、損害の補てん措置等を請求できる制度である。任命権者の裁量行為である懲戒処分は、財務会計上の行為に該当せず、住民監査請求の対象とはならないものと解する。

したがって、(ア)については、請求を却下する。

- (3) (イ)について

返還措置の対象を「平成 29 年 12 月 8 日から支払った給与等」としているが、本件請求の受理日（平成 31 年 1 月 23 日）からみて、法第 242 条第 2 項に定める期間を超過している部分については、住民監査請求の対象とはならない。

よって、当該期間を超過している部分については却下し、上記法定期間内の部分について検討する。

- (4) 請求人は、対象職員の給与等の支給を違法・不当とする理由として、対象職員が訴状を窃取したこと、管理者の訴訟委任状の偽造・ねつ造に関与したことをあげている。

このうち訴訟委任状の偽造・ねつ造については、委任者である管理者の住所が事務組合の住所となっていること、署名がゴム印であることを、根拠にしていると解される。

しかし、当該訴訟委任状は、民事訴訟法第 228 条第 4 項により真正に成立したという推定を受けるものであり、これを偽造されたものとするには、推定を覆す立証が必要となる。

委任者が自署をせず、住所として委任者が管理者をつとめる事務組合の住所が記載されていたとしても、それによって、上記民事訴訟法上の推定を覆し、当該訴訟委任状が偽造であることが証明されるものではない。

当該訴訟委任状が偽造されたものであると認めるに足りる証拠はなく、したがって、対象職員が偽造に関与したという事実は認められない。

また、請求人は、対象職員が訴状一式を窃取したとも主張するが、何ら証拠のない主張であり、採用することはできない。

- (5) そもそも給与等は、任用に基づく勤務に対して支給されるものであり、懲戒処分が行われていないのであるから、事務組合には給与等の支給義務がある。対象職員の給与等は、事務組合職員の給与に関する条例に基づき適法に支給されており、そのことに違法性はない。
- (6) 以上のことから、給与等の返還措置を求める本件請求には理由がない（法第242条第2項に定める期間の超過により却下した部分を除く）。